

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 15 | 障害者の支援に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田布施町は、障害者の支援事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県 田布施町長

公表日

令和4年10月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 障害者の支援に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>田布施町では、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体に障がいのある方、知的障害児(者)、精神に障がいのある方に対して医療、保健、福祉の観点から様々な支援を行う。</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請の受付事務、県への進達事務、各手帳の交付及び通知書発行 ②障害者総合支援の受付・審査 ③障害者総合支援程度の判定審査会の開催、判定及び認定書等発行 ④通所受給者証・障害福祉サービス受給者証の発行及び継続審査・更新 ⑤障害者総合国保連合会異動情報提供及び請求情報取込・確認 ⑥更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査・決定通知書等発行 ⑦更生医療、精神通院医療、育成医療受給者証発行及び継続審査・更新 ⑧更生医療、精神通院医療、育成医療医療費請求額審査 ⑨特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当受付・審査・決定通知書等発行 ⑩特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当定時支払い ⑪特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当継続審査・更新 ⑫補装具、日常生活用具等の受付・審査・決定通知書等発行 ⑬補装具、日常生活用具等の給付業者請求内容確認</p> |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・MCWEL障がい者福祉 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ |

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 障害者総合支援情報ファイル
- (2) 心身障害者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第8項(児童福祉法) 第11項(身体障害者福祉法) 第12項(身体障害者福祉法) 第14項(精神保健及び精神障害者に関する法律) 第34項(知的障害者福祉法) 第84項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8、11、12、14、25、60条 |
|--------|---|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | |
|---------|---|
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16、19、26、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85、87、108及び116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 第10、11、12、20、53及び108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12、13-2、29、20、21、22、28、29、30、31、42、43-3-2、44、55、59-2条 【情報照会の根拠】 第9、10、10-2、14、27、55条 |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|---|
| ①部署 | 町民福祉課 福祉係 |
| ②所属長の役職名 | 町民福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課 総務係 ☎0820-52-5802 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 町民福祉課 福祉係 ☎0820-52-5811 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] |
| | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年9月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] |
| | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年9月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] |
| | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|--|------|--------------------|
| 平成30年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 町民福祉課 川添 俊樹 | 町民福祉課長 坂本 哲夫 | 事後 | 人事異動に伴う変更 |
| 平成30年12月25日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | ・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー | ・MCWEL障がい者福祉 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー | 事後 | システム更新によるシステム名称の変更 |
| 平成31年4月1日 | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 総務企画課 総務係 | 総務課 総務係 | 事後 | |
| 令和1年5月27日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 町民福祉課 川添 俊樹 | 町民福祉課長 | 事後 | 様式変更における内容変更のため。 |
| 令和1年5月27日 | II-1 対象人数(いつの時点の計数か) | 平成26年11月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年5月27日 | II-2 取扱者数(いつの時点の計数か) | 平成26年11月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年5月27日 | IV リスク対策 | — | 項目追加 | 事後 | 様式変更における項目追加のため。 |
| 令和2年9月28日 | I-3 個人番号の利用 | ・番号法第9条第1項 別表第一 第11項(身体障害者福祉法) 第12項(身体障害者福祉法) 第14項(精神保健及び精神障害者に関する法律) 第34項(知的障害者福祉法) 第84項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) | ・番号法第9条第1項 別表第一 第8項(児童福祉法) 第11項(身体障害者福祉法) 第12項(身体障害者福祉法) 第14項(精神保健及び精神障害者に関する法律) 第34項(知的障害者福祉法) 第84項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8、11、12、14、25、60条 | 事後 | |
| 令和2年9月28日 | I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16、19、26、27、28、30、31、54、55、56-2、57、79、85、87、106及び116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 第10、11、12、20、25、53、66、67、68、69、85、108、109及び110の項 | ・番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16、19、26、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85、87、106及び116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 第10、11、12、20、25、53及び108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12、13-2、29、20、21、22、28、29、30、31、42、43-3-2、44、55、59-2条 【情報照会の根拠】 第9、10、10-2、14、27、55条 | 事後 | |
| 令和2年9月28日 | II-1 対象人数 いつの時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年7月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年9月28日 | II-2 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年7月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年9月28日 | II-3 重大事故 | [発生なし] | [発生あり] | 事後 | |
| 令和2年9月28日 | IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [○]委託しない [] | []委託しない [十分である] | 事後 | |
| 令和4年3月4日 | II-1 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年7月1日 時点 | 令和3年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年3月4日 | II-2 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年7月1日 時点 | 令和3年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年3月4日 | II-3 重大事故 | [発生あり] | [発生なし] | 事後 | |
| 令和4年10月7日 | II-1 対象人数 いつの時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 | 令和4年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年10月7日 | II-2 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 | 令和4年9月1日 時点 | 事後 | |